

裁判長認印

調書 (決定)

事件の表示 令和6年(才)第1649号
決定日 令和6年12月12日
裁判所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 中村 慎
裁判官 安浪 亮介
裁判官 岡 正晶
裁判官 塚 徹
裁判官 宮川 美津子
当事者等 上告人 野村 一也
被上告人 蘭越町
同代表者町長 金 秀行
被上告人 難波 修二
上記両名訴訟代理人弁護士 佐々木 泉顕 ほか
原判決の表示 札幌高等裁判所令和6年(ネ)第64号(令和6年7月30日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年12月12日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 高橋 博美

こ
れ
は
正
本
で
あ
る

令和 6 年 1 月 12 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 高橋 博美

